

障がい者虐待防止に係る取組について

障がい者支援課
企画共生班

事案の概要

【虐待内容】

- ・令和5年8月、県内の施設にて、利用者に対する虐待事案が発生。
- ・令和6年3月、障がい者へ暴行容疑で、施設職員3名が警察に逮捕される。
- ・令和6年8月、熊本県から改善勧告を行う。

【虐待の内容】

- ・入所者に対し、集団でプロレスの関節技をかけたり、ズボンを脱がせたりするなどした。

【主な勧告事項】

- ①職員に対する人権擁護や虐待防止の研修、事例検討等を強化すること。
- ②障がい者虐待を見た場合は、速やかに管理者等に報告すること。
- ③理事会において防犯カメラの映像を視聴し、虐待等問題が発生していないか確認すること。
- ④第三者評価を定期的に受け、法人の運営が適正に行われているか確認すること。
- ⑤虐待防止委員会において、第三者を参画させたうえで、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止を図ること。

【勧告事項への対応】

(1) 職員に対する人権擁護や虐待防止の研修の実施

① 研修計画の作成

- ・年間の研修内容（カリキュラム）、研修資料、研修時間、予定講師、研修受講方法などを記載し、受講漏れの無い、計画的な研修を実施。

② 虐待防止研修の実施（研修計画に基づき、年1回以上実施）

【第1回（R6.5）】「虐待発生予防研修」

【第2回（R6.10）】「施設内虐待をどう防ぐか・・・事例を検証しながら」

【第3回（R6.11）】「施設に求められる障害者虐待防止への取組について」の
検討と「グループワーク」

※研修に参加できない職員は、後日映像記録を視聴するなど、全職員が受講
できるよう配慮あり。

(2) 虐待発見時の速やかな対応

- ・虐待を発見した際の報告ルートを明確化するとともに、虐待報告においては加害者、被害者の虐待の自覚は必要ないこと、虐待報告を行った職員は不利益を受けることがないことなどを記した文書を同一法人の全ての事業所に配布し、周知を行った。

（3）理事会における防犯カメラ映像の確認

- ・毎年、年に2回以上、理事会の場において、理事会が無作為に指定した日時の防犯カメラ映像を視聴し、虐待等の問題が発生していないか確認を行う。（令和6年9月の理事会で実施）

（4）第三者評価の受診

- ・基本的な生活習慣が身につくよう、適切に支援している、ヒヤリハットを収集し、原因分析や改善策、再発防止等について毎月の会議で検討しているなど、高評価項目がある一方、アセスメントに基づく個別支援計画の記載・評価・見直しが十分ではないことなど、改善すべき項目もあった。

（5）虐待防止委員会への第三者の参画

- ・虐待防止委員会に地元企業の代表者が参加し、第三者からの視点での指摘があった。

県全体への虐待防止の取組

今回の事案発生について、管理者等がその防止に向けて取り組むことが非常に重要なとの認識のもと、自主的な取組が進められています。

- 令和6年度熊本県知的障がい者施設協会 障害者虐待防止研修会（管理者向け）
知的障がい者施設協会が厚生労働省の虐待防止専門官を招き開催。
 - ・開催日：令和6年11月22日（金）
 - ・場所：くまもと県民交流館パレア
 - ・内容：厚生労働省の虐待防止専門官である松崎貴之氏が「障害者施設における虐待防止」と題した講話と、グループワークを実施。
 - ・参加者：熊本県知的障がい者施設協会加盟施設の施設長・管理者等
- 令和6年度熊本県身体障害児者施設職員合同研修会
身体障害児者施設協議会が、参加者の研修・交流を通じて、専門的な知識を深め、サービスの質の向上を図るために開催。研修の一部で虐待防止に係る講義を実施。
 - ・開催日：令和7年2月20日（木）【予定】
 - ・場所：KKRホテル熊本
 - ・内容：「虐待防止・権利擁護の取り組み（仮題）」と題した講義を実施。
(講師：熊本県身体障がい者能力開発センター所長)
 - ・参加者：身体障害児者福祉施設に従事する管理者、職員